

新たな「重点施策実施5か年計画」策定 に向けた取組状況等について

新「重点施策実施計画」(平成20年度～24年度)の策定

障害者施策推進本部

(本部長 内閣総理大臣)

平成19年中
に策定予定

障害者施策推進課長会議

(各省庁の課長級職員)

啓発・交流

教育・育成

雇用・就業

生活支援・
保健医療

生活環境

情報・
コミュニ
ケーション

意見聴取

障害当事者、その家族、事業者団体等の関係団体、学識経験者

ワーキングチーム

啓発・交流分野ワーキングチーム

主査：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（障害者施策担当）

関係府省：法務省、外務省、文部科学省、
厚生労働省、国土交通省

生活支援・保健医療分野ワーキングチーム

主査：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課長

関係府省：内閣府、厚生労働省、経済産業省

教育・育成分野ワーキングチーム

主査：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
関係府省：内閣府、厚生労働省

生活環境分野ワーキングチーム

主査：国土交通省総合政策局安心生活政策課長
関係府省：内閣府、厚生労働省、経済産業省

雇用・就業分野ワーキングチーム

主査：厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課長

関係府省：内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省

情報・コミュニケーション分野ワーキングチーム

主査：総務省情報通信政策局情報通信利用促進課長
関係府省：内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

新たな「重点施策実施5か年計画」の策定について

平成 19 年 5 月 17 日
障害者施策推進本部決定

現行の「重点施策実施5か年計画」（平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定）が平成 19 年度で最終年度を迎えることに伴い、平成 19 年中を目途に、平成 20 年度を初年度とする新たな重点施策実施計画（以下「計画」という。）を策定する。

1. 計画の性格

障害者基本計画（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）の後期重点施策実施計画として、障害者施策推進本部で決定する。

2. 計画期間

平成 20 年度からの 5 年間とする。

3. 計画の内容

- ・ 2. の計画期間に重点的に取り組むべき課題について、具体的な目標及びその達成期間を定める。なお、目標の設定に当たっては、極力数値目標を置くものとする。
- ・ 計画の策定に当たっては、現行「重点施策実施5か年計画」策定以降の制度改正の施行状況等を踏まえるものとする。
- ・ また、上記制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、計画策定後も必要に応じ見直しを行うものとする。

4. 検討体制

関係行政機関の緊密な連携の下に、計画の総合的かつ効果的な検討に資するため、障害者施策推進本部に設置された障害者施策推進課長会議の下に、施策分野別検討チームを設けて検討を行う。

施策分野別検討チームは、その検討に当たって、障害当事者、その家族、事業者団体等の関係団体及び学識経験者から適宜意見を聴取する。

(参考)

障害者施策推進本部(H19.5.17)における 総理発言(抜粋)

- 新たな「重点施策実施五か年計画」の策定に際しては、現在の計画が策定されて以降における障害者自立支援法等の制度改正の施行状況を反映した内容とするとともに、その見直し規定を踏まえ、必要に応じ計画の見直しをお願いします。また、これまで必ずしも数値目標が設定されていなかった教育や情報・コミュニケーション等の分野についても積極的な取組をお願いします。
- 特に、昨年末の教育基本法の改正を踏まえ、発達障害をはじめとする障害のある人が十分な教育を受けることができるよう積極的な条件整備に取り組むとともに、障害のある人の社会参加を容易にするため、「新健康フロンティア戦略」に沿って、先端技術の活用等を進めていただきたいと思います。
- 雇用・就業は、障害のある人の自立と社会参加にとって重要な柱であります。「成長力底上げ戦略」等において、福祉的就労の底上げと一般雇用への移行促進を図ることとしたところであり、各府省一体となって計画的な推進をお願いしたいと思います。

新たな「重点施策実施5か年計画」策定に向けた取組状況

全体ヒアリング

【延べ42人・19団体】

4月23日

- ・中央障害者施策推進協議会委員懇談会

5月9日

- ・中央障害者施策推進協議会委員懇談会

5月14日

- ・中央障害者施策推進協議会委員懇談会

7月24日

- ・障害者施策に関する高市大臣との懇談会

7月30日

- ・日本障害フォーラム (JDF) (※)

※(社福)日本身体障害者団体連合会(森祐司常務理事)、(社福)日本盲人会連合(鈴木孝幸部長)、(財)全日本ろうあ連盟(小中栄一事務局長)、日本障害者協議会(藤井克徳常務理事)、(NPO)D P I 日本会議(三澤了代表)、(社福)全日本手をつなぐ育成会(副島宏克理事長)、(財)日本障害者リハビリテーション協会 (片石修三常務理事)、全国「精神病」者集団(関口明彦運営委員)、(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(新谷友良部長)

8月7日

- ・日本発達障害ネットワーク（JDD ネット）（*）
- ・（社）日本発達障害福祉連盟（金子健会長）

* 日本発達障害ネットワーク（山岡修会長）、（NPO）アスペ・エルデの会（田中尚樹事務局長）、（NPO）E D G E（藤堂栄子理事長）、全国LD親の会（内藤孝子副会長）、（社）日本自閉症協会（氏田照子前副会長）、日本言語聴覚士協会（立石雅子副会長）、（社）日本作業療法士協会（杉原素子会長）、日本臨床心理士会（倭文真智子理事）、日本臨床発達心理士会（長崎勤副幹事長）

分野別ヒアリング・・・各WTにおける意見聴取

【延べ25主体】

8月9日

- ・全国就業支援ネットワーク（崎濱秀政会長）
- ・（NPO）WEL' S 新木場（木野村なぎさ副理事長）
- ・全国特別支援学校長会（三苫由紀雄会長）
- ・（社）日本経済団体連合会（輪島忍グループ長）
- ・日本労働組合総連合会（長谷川裕子局長）

8月16日

- ・全国特別支援教育推進連盟（三浦和会長）
- ・全国特別支援学校長会（三苫由紀雄会長）
- ・全国特別支援学級設置学校長協会（河村久会長）
- ・全国肢体不自由養護学校PTA連合会（江本緑会長）

8月21日

- ・東京都立松沢病院(岡崎裕士院長)
- ・(社福)日本盲人社会福祉施設協議会(高橋秀治理事)
- ・(NPO)全国視覚障害者情報提供施設協会(岩井和彦理事長)
- ・(NPO)全国聴覚障害者情報提供施設協議会(保住進事務局長)
- ・国立身体障害者リハビリテーション研究所(諏訪基所長)
- ・情報通信アクセス協議会(清水博一部長)
- ・(独)情報通信研究機構(本田修一グループリーダー)

8月22日

- ・(財)人権教育啓発推進センター(小島勝専務理事)
- ・都立あきるの学園養護学校(池田敬史校長)

8月27日

- ・全日本盲導犬使用者の会(清水和行会長)
- ・(社)日本オストミー協会(竹内恒雄専務理事)

9月4日

- ・アジア太平洋障害フォーラム(APDF)(松井亮輔事務局長)
- ・障害分野 NGO 連絡会(JANNET)(松井亮輔会長)
- ・(財)国際障害者年記念ナイスハート基金(鈴木実事務局長)

9月5日

- ・(社)日本経済団体連合会(長沢恵美子副長)

9月25日

- ・谷野呉山病院(谷野亮爾院長)

各ワーキングチームにおける主な検討課題

1. 啓発・交流分野

事 項	主 な 検 討 課 題
(啓発・広報) ①啓発・広報活動の推進 ②福祉教育等の推進 ③公共サービス従事者に対する障害者理解の促進 ④ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○共生社会の理念の普及、障害及び障害者に関する理解促進 ○精神障害、発達障害等に係る一層の理解促進 ○若者に対する一層の啓発の推進 ○障害者関連法令及び障害者権利条約の周知 ○インターネット等を活用した啓発・広報の充実 ○補助犬、点字ブロック、国際シンボルマーク等障害者の利活用するものに係る啓発・広報の充実 ○マスメディアの協力を得た啓発・広報の推進 ○小・中学校等において、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の推進 ○障害のある幼児児童生徒に対する理解と認識を深めるための指導の充実 ○行政機関、民間企業等の職員に対する障害者理解の一層の促進 ○企業の社会貢献活動に対する理解・協力の促進 ○その他

本資料は、10月29日現在のものであり、
今後、変更の可能性がある。

事 項	主 な 検 討 課 題
<p>(国際協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国際協力等の推進 ②障害者問題に関する国際的な取組への参加 ③情報の提供・収集 ④障害者等の国際交流の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○JICA等を通じた研修員の受け入れ、技術協力プロジェクト等の実施 ○草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じた支援の実施 ○日本NGO連携無償資金協力及びNGO事業補助金を通じた支援の実施 ○国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）における障害者対策分野での協力の推進 ○国連障害者基金への拠出の実施 ○障害者権利条約の締結に向けた検討 ○我が国の障害児に関する教育情報の、国外行政機関や研究者等に向けた発信 ○その他

2. 教育・育成分野

事 項	主 な 検 討 課 題
①一貫した相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携して一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画の策定・活用を推進 ○乳幼児期から就労まで一貫した支援が行えるように関係機関の連携を促進する組織作り ○幼・小・中・高等学校における特別支援教育の体制整備に関するガイドラインを作成
②専門機関の機能の充実と多様化	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者支援施策等を連携して実施するため、特別支援学校が中心となり地域におけるネットワークを構築する等、そのセンターとしての機能を充実させるとともに、増加する相談や支援に対応 ○特別支援学校のセンター的機能を通じ、小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等への支援の充実
③指導力の向上と研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校教諭免許保有率の向上 ○特別支援教育に関する教員研修の充実 ○障害に関する外部専門家の学校における活用 ○国立特別支援教育総合研究所において、教育現場のニーズに対応した研究や研修の一層の充実、また、研究成果等を踏まえ、引き続き総合的な教育情報の提供 ○発達障害に関する教育情報をインターネット等を通じて提供

④社会的及び職業的自立の促進	○特別支援学校と関係機関が連携した就労支援の充実 ○一般企業に対し、障害者の就労に対する理解啓発 ○特別支援学校高等部と連携した効果的な職業訓練の実施 ○放送大学の視聴者のニーズに応じた多様な字幕番組の制作に努力
⑤施設のバリアフリー化の促進	○特別支援教育に係る施設の計画的な整備のため、特別支援学校や小中学校等の具体的な整備計画の事例集の作成 ○その他

本資料は、10月29日現在のものであり、
今後、変更の可能性がある。

3. 雇用・就業分野

事 項	主 な 検 討 課 題
①障害者の雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none">○障害者雇用の一層の促進○各府省・各自治体における「チャレンジ雇用」の推進○各府省における障害者職場実習受入の実施○精神障害者の雇用の場の拡大に向けた支援策の充実強化○障害者雇用率制度における除外率の引き下げ○教育委員会の実雇用率の上昇、達成委員会の増加○短時間雇用に関する支援○在宅就業支援の充実○農業法人等に障害者雇用に係るノウハウを提供○農業法人等の団体に障害者雇用に係る情報を提供

②総合的な支援施策の推進

- ハローワークを中心としたチーム支援の充実・強化
- ジョブコーチ支援の推進
- 障害者就業・生活支援センター事業の充実
- トライアル雇用の推進
- 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進
- 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の計画的整備
- 福祉施設から一般雇用への移行促進
- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるため、「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ
- 関係機関が連携して支援を行うための個別の教育支援計画の策定・活用の推進
- 高等学校における発達障害を含む障害のある生徒の就労支援の促進
- 特別支援学校とハローワーク、企業等の関係機関等が連携した現場実習先の開拓
- 特別支援学校高等部卒業者の就労支援の推進
- 障害のある生徒の保護者、企業関係者に対し、障害者の就労に対する理解啓発の推進

- その他

4. 生活支援・保健医療分野

事 項	主 な 検 討 課 題
(生活支援) ①利用者本位の生活支援体制の整備 ②在宅サービス等の充実 ③経済的自立の支援 ④施設サービスの再構築 ⑤福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援 ⑥専門職種の養成・確保	○地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実 ○成年後見制度等の利用促進による権利擁護 ○障害福祉計画に基づく障害福祉サービスや相談支援サービスの計画的な提供 ○精神障害者の退院促進と地域移行の推進 ○発達障害者施策の充実 ○障害者の消費トラブルの防止 ○施設入所者・社会的入院患者の地域移行の推進 ○優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発に対する支援 ○専門職種の養成と現任訓練体制の整備 ○その他

本資料は、10月29日現在のものであり、
今後、変更の可能性がある。

事 項	主 な 検 討 課 題
(保健・医療) ①障害の原因となる疾病等の予防・治療 ②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実 ③精神保健・医療施策の推進 ④研究開発の推進 ⑤専門職種の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ○周産期医療体制の整備 ○生活習慣の改善による循環器病等の減少 ○難治性疾患に関する病因・病態の解明、治療法の開発等 ○障害者の健康維持とQOLの向上 ○高次脳機能障害者支援のための拠点の整備 ○うつ病に対する診断技術の向上 ○自殺未遂者・自殺親族等のケアに関する知識の普及 ○精神科救急医療体制の充実 ○再生医療の研究の推進 ○精神科医をサポートできる心理職等の養成 ○その他

5. 生活環境分野

事 項	主 な 検 討 課 題
①住宅、建築物のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー新法等に基づく障害者に配慮した施設等整備の一層の充実 ○施設管理者等に対するバリアフリー化についての理解の促進 ○障害特性に応じたバリアフリー化の検討
②公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー新法等に基づく障害者に配慮した施設等整備の一層の充実 ○施設管理者等に対するバリアフリー化についての理解の促進 ○障害特性に応じたバリアフリー化の検討 ○障害者に対する輸送サービスの充実の促進
③安全な交通の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー新法等に基づく障害者に配慮した施設整備等の一層の充実 ○障害特性に配慮した安全な交通の確保のためのソフト施策の推進
④防災、防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所対応の充実等、災害時における障害者への支援の充実 ○その他

6. 情報・コミュニケーション分野

事 項	主 な 検 討 課 題
①情報バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者のリテラシー（情報活用能力）向上のための施策の推進 ○障害者が使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及の支援促進 ○障害者が利用するIT機器に関するJIS規格の見直し ○ホームページ等のバリアフリー化のための普及・啓発の推進
②社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ○電子投票の実施の促進 ○情報通信機器の取得を支援する事業の推進
③情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害者情報提供施設の全都道府県での整備の促進 ○字幕番組、解説番組、手話番組の推進 ○視聴覚障害者への情報提供サービスの充実 ○障害者の情報へのアクセスに配慮した著作権制度の在り方について検討
④コミュニケーション支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳者等の養成研修、派遣体制の充実強化 ○その他